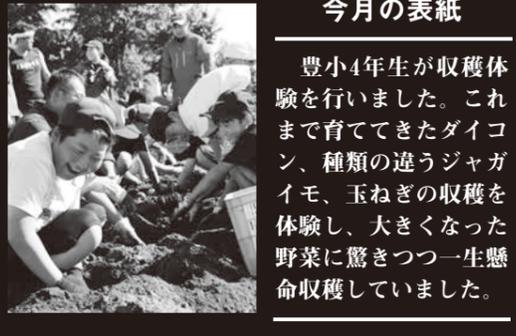


発行 豊頃町
〒089-5392
中川郡豊頃町茂岩本町125番地
☎015(574)2216
発行日 2020年10月1日
編集 豊頃町企画課広報情報係
豊頃町社会福祉協議会



今月の表紙

豊小4年生が収穫体験を行いました。これまで育ててきたダイコン、種類の違うジャガイモ、玉ねぎの収穫を体験し、大きくなった野菜に驚きつつ一生懸命収穫していました。

- 役場などの連絡先**
- ◆役場 ☎(574)2211(代表)・FAX(574)3750(総務課)
 - ◆各課等(ダイヤルイン)
 - 総務課☎(574)2211
 - 出納室☎(574)2212
 - 住民課☎(574)2213
 - 福祉課☎(574)2214
 - 施設課☎(574)2215
 - 企画課☎(574)2216
 - 産業課☎(574)2217
 - 商工観光課☎(578)7202
 - 農業委員会☎(574)2218
 - 議会事務局☎(574)2222
 - 教育委員会(教育課)☎(579)5801
 - (図書館)☎(579)5802
 - ◆支所・出先機関・町内関係機関
 - 大津支所☎(575)2021
 - こどもプラザとよころ☎(574)3931
 - 保健センター☎(574)3141
 - 給食センター☎(574)4600
 - 社会福祉協議会☎(574)3143
 - ココロテラス☎(578)7202
 - ◆地域情報通信基盤施設の故障受付窓口
NTT 東日本データセンター ☎0120(860)023
[24時間365日受付]

ホームページ
豊頃町 <http://www.toyokoro.jp/>
豊頃町社会福祉協議会 <http://toyokoro-shakyo.com/>

豊頃町の人口と世帯		町内の交通事故	
8月31日現在(前月比) 住民基本台帳に基づく		交通事故死ゼロ748日 令和元年1月1日 ~9月10日(前年比)	
人口	3,134人(-1)	発生	0件(0)
男	1,530人(-2)	死者	0人(0)
女	1,604人(+1)	傷者	0人(0)
世帯	1,491世帯(-3)		

目次 CONTENTS

国勢調査にご協力ください

- 広報とよころ
- 04 特集 財政状況の公表
 - 06 はるにれは見ていた「旧アグリ跡地にセコマ出店」
 - 09 GO!GO! サイクリング -
ファイターズ応援大使連載企画「ここだけの話を紹介」
 - 10 インフルエンザ予防接種のご案内
 - 11 国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ
 - 12 国民年金からのお知らせ
 - 14 Let's ジョシュの英語 - 駐在日より
 - 15 『報徳のおしえ』とともに
 - 16 みんなの図書館『読書の秋キャンペーンの実施』ほか
 - 18 町民文芸 - 我が家のアイドル
- 社協日より
- 19 赤い羽根共同募金
- 役場日より
- 21 INFORMATION ◎目次あり
主な施設の行事予定 ほか

裏 とよころカレンダー
告知 豊頃写真クラブ作品展のご案内
総合体育館無料教室のお知らせ

調査員が
ご自宅を伺います

総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。法律による守秘義務がありますので、個人情報等を漏らすことは絶対にありません。

新型コロナウイルス感染症の感染を予防する観点から、調査の回答はインターネット、または「郵送提出用封筒」による郵送のいずれかの回答にご協力をお願いいたします。調査の期限は10月7日(水)までとなっております。

期日を過ぎて回答がない場合は調査員が直接回収に伺います。封をして提出された場合は、調査員が調査票を開封して中身を見ることはありません。

調査の対象は日本に住んでいる外国人を含むすべての人・世帯です。皆さまのご協力をお願いいたします。

国勢調査は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年に一度する、日本で最も重要な統計調査です。先月中旬より調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお届けしているところですが、まだ回答がお済でない方はご協力をお願いいたします。

国勢調査の回答期限は10月7日です

詳しく知ろう
国勢調査Q&A

- Q 回答内容は何に使われるの？
- 国や地方公共団体の基礎資料として、少子高齢化や雇用への対策、防災計画の策定などのほか、芸術教育、企業などの幅広い分野で利用させていただきます。
- Q 住民基本台帳があるのになぜ調査が必要なの？
- 住民基本台帳からも、人口の様子をある程度とらえることができます。しかし、住民基本台帳には氏名、生年月日などの限られた情報しか記載されていないため、行政に必要な統計データを得ることができませんので、国勢調査を行う必要があります。
- Q 調査票が税金の資料に利用されるのでは？
- 税金などの資料に使われることは絶対にありません。
- Q 調査票が届いていないのですが？
- 調査票が届かない場合や調査書類が不足している場合は役場企画課広報情報係まで連絡をお願いいたします。
- Q 調査に答える義務はあるの？
- 国の重要な統計調査(基幹統計調査)については、統計法において回答が義務とされています。国勢調査は、この「基幹統計調査」として行われるものであり、日本に住むすべての人に報告義務があります。国勢調査の重要性をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。

問合せは：
役場企画課広報情報係
☎(574)2216

10月7日(水)までにインターネット、郵送での回答が確認できない場合には、調査員が直接調査票の回収にうかがいますので、紙の調査票を調査員に提出してください。